資料２－２

ハコモノ資産の更新に関する基本方針（概要）

※　各項目の末尾に「ハコモノ資産の更新に関する基本方針」（別添のとおり）の本文のページを示しています。

第１　目的（１頁）

本市のハコモノ資産について、厳しい財政状況の中でも、将来に向けて市民満足度の高い機能・サービスを提供し続けるためには、必要以上の機能・サービスの重複を避けるなど、更新の際に効果的かつ効率的な投資を行うことが重要です。

そのためには、各施設が更新時期を迎える前にあらかじめ施設全体の更新に関する方針を整理し、この方針に沿って個々の施設を更新していくことが必要です。

本書は、ハコモノ資産の課題と更新により実現すべき目標を明らかにした上で、更新に関する方針を構成する「基本方針（全施設共通）」及び「施設群の方向性」を示すものです。

第２　構成（２頁）

⑴　ハコモノ資産の現状調査等を実施した結果見出された、ハコモノ資産の**「課題」**

⑵　ハコモノ資産の更新後に構築すべき施設体系を示した、ハコモノ資産の更新により実現すべき**「目標」**

⑶　ハコモノ資産全てに共通して検討すべき項目を示した、ハコモノ資産の更新に関する**「基本方針」**

⑷　用途が市民に身近な施設について、施設群ごとに将来のあるべき姿を見据えつつ検討の指針を示した、更新に向けた**「施設群の方向性」**

⑸　今後の取組

第３　課題（３頁）

ハコモノ資産の現状調査等を実施したところ、ハコモノ資産全体の主な課題として次の２点が明らかになりました。

⑴　本市の財政状況に鑑みれば、全ての施設を同じ規模や仕様で更新することは不可能である。

⑵　設置目的は異なるものの提供するサービスが類似する施設や同種の諸室を持つ施設が多数存在するなど、ハコモノ資産全体の最適化が図られていない。

第４　目標（５頁）

課題を踏まえ、更新時に効果的かつ効率的な投資を行うため、次に掲げる目標の実現を目指します。

【目標１】市民満足度の高いサービス提供が可能な施設体系の再構築

市民を取り巻く環境を考慮し、市民の需要が高いと考えられる機能・サービスを施設に付与することにより、将来の市民の満足度の高い施設体系を再構築する。

【目標２】財政状況に照らして持続可能な施設体系の再構築

本市の財政状況を直視し、現在の施設数・規模を維持できないことを理解した上で、様々な工夫を講じつつ施設数・規模を調整することにより、将来に向けて持続的にサービス提供を行うことが可能な施設体系を再構築する。

第５　基本方針（６頁～12 頁）

本市のハコモノ資産全てに共通して検討すべき項目を示しています。

【方針１】現行の枠組みに固執せず、施設の機能・サービスの向上を検討する。

少子高齢化の進行などの社会経済情勢の変化を踏まえ、現在の施設が有する機能・サービスにこだわることなく、市民の需要が高いと考えられる機能・サービスを追求し、その向上を図ることを検討する。

【方針２】 本市の「まちづくり」等との整合性を図りつつ、利用者の利便性等も踏まえ、施設の再配置を検討する。

本市の「まちづくり（デルタ市街地、デルタ周辺部、中山間地・島しょ部の考え方や集約型都市構造の形成等）」や広島広域都市圏の「圏域づくり」との整合性を図りつつ、施設の機能・サービス、利用者の利便性等を総合的に勘案し、最適な場所への再配置を検討する。

【方針３】財政状況を踏まえて、種々の工夫を講じながら更新量を調整する。

機能・サービスの維持・向上を図りながら、財政面に配慮しつつ施設を更新するため、施設の複合化、近隣市町や広島県等との連携（施設の共同設置・運営）、民間移管、民間活力の活用などの工夫を講じることを検討する。

第６　施設群の方向性（13 頁～25 頁）

次のとおり、用途が市民に身近な施設について、サービス内容に着目して、主なものを「汎用サービス型」、「専用サービス型」及び「広場型」に分類し、さらに「汎用サービス型」は規模に、「専用サービス型」は用途に着目して再分類しました。

ア　汎用サービス型：汎用性の高い諸室・設備等を有しているもの
　⑴大規模、⑵中・小規模
イ　専用サービス型：特定のサービスを提供するための諸室・設備等を有しているもの
　⑶文化・教養、⑷スポーツ、⑸レクリエーション、⑹子育て・教育・青少年育成
　⑺住宅・交通、⑻福祉・病院等
ウ　広場型：主に空地であるもの

「汎用サービス型」と「専用サービス型」の８つの「施設群」について更新に向けた「施設群の方向性」を次のとおり定めました（「ハコモノ資産の更新に関する基本方針」Ｐ15～Ｐ25を参照）。

施設群		更新の方向性
汎用サービス型	⑴大規模	大規模の汎用サービス型の施設は、主に「ホール」、「展示ホール」又は「研修室」を有している。それぞれの施設の特徴や取り巻く状況を踏まえて、より多目的での利用が可能な諸室を備えるなど、幅広い年齢層や様々なニーズに対応することを検討する。また、これらの施設の更新は、本市の拠点性をより高めることにつながることを考慮し、他の施設との複合・集約化やより利便性の良い場所への移転など、より集客力のある施設とするための工夫を講じることを検討する。
	⑵中・小規模	中・小規模の汎用サービス型の施設は、地域住民の活動・交流の場として機能している。しかし、少子高齢化社会においては、地域住民の結びつきがより重要となり、地域コミュニティの維持・再生が不可欠であるため、今後は、コミュニティの基盤施設として、より一層住民の使い勝手の良いものにしていく必要がある。このため、「公民館」や「集会所」については、それぞれの特長を生かしながら、「地域住民の活動・交流拠点」として見直しを行うとともに、これらの整備・運営について再整理する。また、「公民館」と「集会所」以外の汎用サービス型の施設は、設置目的は異なるがサービス内容が類似しており、設置目的に応じて特定の者に優遇措置が設けられているものもあることから、より多くの住民にとって使い勝手の良い施設となるよう、多様な利用目的に対応できる施設とすることを検討する。

施設群		更新の方向性
専用サービス型	⑶文化・教養	文化・教養施設は、同種の施設が複数存在しており、また、交通利便性が良くない場所に設置された施設は、利用者数が相対的に少なくなっている。このため、施設の状況に応じて、機能・サービスの集約化により施設の充実を図り、交通アクセスの良い場所に移転することで利用者の利便性を高めることを検討する。また、「資料を展示」することによりサービス提供を行っている施設については、リピーターの確保など集客力を向上させるために、市民ニーズや社会的要請を十分に踏まえ、展示内容及び展示方法の変更を定期的に行うなどの工夫を行うことを検討する。
	⑷スポーツ	スポーツ施設は、全国的な競技大会やプロスポーツイベント等の観戦の場となる「観戦型」と、市民の日常的なスポーツ活動の場となる「活動型」の２つの役割がある。このため、主として担う役割に着目し、スポーツ施設を「観戦型」と「活動型」に区分し、それぞれの役割を担うに当たり適切な数、規模、配置バランスを検討する。その際には、昨今の民間事業者の設置するスポーツ関連施設の増加を踏まえて、それらの民間施設との連携強化や役割分担を検討する。また、地域住民の利用が見込まれる施設については、コミュニティ再生に資することから、汎用サービス型施設等との連携を検討する。
	⑸レクリエーション	レクリエーション施設は、癒しや娯楽の場などとして市内外から幅広く利用者が訪れており、時代の流れに柔軟に対応し更に集客力の向上を図るため、施設の状況に応じて民間ノウハウの活用や民間移管等の可能性を検討する。
	⑹子育て・教育・青少年育成	○　保育園及び幼稚園は、子育てを支援し、幼児教育を推進するための要となる施設であり、そのあり方は将来の広島市の人口（自然増・社会増）にも関わることから、待機児童を生じることなく、より良い子育て環境を整備することが求められる。こうしたことから、保育園及び幼稚園は、需給バランスやサービスに関する保護者のニーズに応じて更新のあり方を検討する。 ○　小・中・高・中等教育・特別支援学校、児童館、大学及び専門学校は、学級数・児童生徒数や施設の状況等を勘案し、その数や規模を検討する必要がある。空きスペースが生じる場合には他機能として利用できないか検討する。市域内の広島県の設置する類似施設との役割分担や連携を検討する。 ○　少年自然の家、グリーンスポーツセンター、こども村及び青少年野外活動センターは、主に小・中学生を対象に体験学習の場を提供している。これらについては、近隣市町等においても同様の施設を複数設置しており、それらの施設と本市施設を本市住民や近隣市町住民がともに利用している状況にある。このため、更新に向けては、本市施設の特徴や利用状況を踏まえて、地域の活力維持にも配慮し、近隣市町等とも連携しながら施設のあり方を検討する。
	⑺住宅・交通	住宅・交通施設は、民間事業者が同様の施設を多数設置しており、市域内の利用者の需要を考慮した上で市の供給量を調整する必要がある。また、民間事業者の施設の活用を支援する、公共交通機関と連携を図るなど官民一体となって利用者の需要に応えていくことを検討する。
	⑻福祉・病院等	福祉・病院等施設（火葬場、納骨堂及び墓地を除く。）は、高齢化の進行、障害児・者数の増加等により、今後、今以上の需要が見込まれる。この中には、民間事業者が育ってきている分野もあるため、施設の状況に応じて民間事業者と連携しながら、増えていく需要に対応するための施設体系の整備を検討する。また、車での移動が難しい高齢者等の利用が見込まれる施設については、可能な限り公共交通機関の利便性の良い場所に配置することを検討する。 火葬場、納骨堂及び墓地は、墓地、火葬等をめぐる状況の変化を踏まえて施設のあり方を検討する。

第７　今後の取組（26 頁～27 頁）

今後は、「基本方針」と「施設群の方向性」を踏まえて、各施設の更新に関する具体の方針を策定します。この方針では、

①　施設の機能・サービス

②　施設を配置する場所

③　複合・集約化、近隣市町等との連携、民間活力の活用などの施設更新時の工夫

などの内容を整理します。

また、この方針は、国からの要請に基づき、平成 28 年度を目途に策定することを予定している「公共施設等総合管理計画」（インフラ資産を含めた全ての公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する計画）に掲載することを検討します。